

単 価 契 約 書 (案)

- | | |
|--------------|--|
| 1 品 名 | 平成26年度車両(バス)チャーター単価契約(常呂川森林ふれあい推進センター) |
| 2 契 約 金 額 等 | |
| (1) 予定総契約金額 | 円(うち消費税及び地方消費税額 円) |
| (2) 予定数量及び単価 | 別紙単価内訳書のとおり |
| 3 発 着 場 所 | 常呂川森林ふれあい推進センターほか |
| 4 納 入 期 限 | 運行書による |
| 5 契 約 期 間 | 自 契約日の翌日
至 平成27年3月31日 |
| 6 仕 様 書 等 | 別紙のとおり |
| 7 契 約 保 証 金 | 免除する |

上記契約について、発注人 支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 古久保英嗣(以下「甲」という。)と、受注人 (以下「乙」という。)との間において、次の条件により売買契約を締結し、その契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注人(甲)

札幌市中央区宮の森3条7丁目70番地
支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 古久保 英嗣

受注人(乙)

契 約 条 件

(総 則)

第1条 乙は、第4条に規定する運行書により、頭書の発着場所への配車及び運行を履行し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 この契約によって生ずる権利もしくは義務は、これを第三者に譲渡または承継せしめてはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(一括委任または一括下請負の禁止)

第3条 乙は、この契約の履行について全部または大部分を一括して、第三者に委任もしくは請負わせてはならない。

ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(運 行 書)

第4条 甲は、車両(バス)の運行書を作成し、乙と打合せの上、乙に車両の運行を発注する。運行書は別紙「仕様書」のとおり。

(変更及び中止)

第5条 甲は、必要がある場合、運行書の内容を変更し、もしくは発注を一時中止し、または打切ることができる。

2 第一項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

ただし、損害額は、甲、乙協議して定める。

(納入期限の遅延)

第6条 乙は、納入期限までに車両を運行することができないときは、その事由を詳記し、遅滞なく延期の申し出をし、甲の承認を得なければならない。

(検査及び完了)

第7条 甲は、乙より車両の配車を受けたときは、その都度、甲または甲の命じた職員が同乗し、運行書の履行に協同して努めるとともに、合わせて検査業務を行うものとする。

なお、甲の同乗者が行う検査業務の合格をもって、発注の履行を完了したものとする。

2 前項の検査業務において、甲が同乗せず、乙のみによる運行の場合、甲は、履行の結果に対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(代金の支払)

第8条 乙は、第7条第1項の規定による発注の履行を完了した都度、契約単価による支払い請求書を、甲に提出し、甲は受理した日より、30日以内に口座振り込みにより、支払うものとする。

2 甲の責に帰する事由により、第8条第1項の規定による代金の支払が遅れた場合には、甲は、乙に対し、その遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定による遅延利息を、支払うものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約の一部または全部を、解除することができるものとする。

- (1) この契約に関し、乙が不正行為をなしたとき。
 - (2) 乙が契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 前各号の外、正当な事由なく、契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合、これにより生ずる乙の損害は、一切保証しない。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲がこの契約に違反したとき、契約を解除することができるものとする。

(違約金)

第11条 第9条第1項の規定により解除した場合、乙は予定金額(予定数量に契約単価を乗じた金額)の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に納付しなければならない。

2 第10条の規定により解除した場合、乙は甲に対し、損害を請求することができる。その場合の損害額は、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

(経済情勢等による変更)

第12条 契約期間中において、経済情勢に著しい変動があったときは、甲、乙、協議のうえ契約単価、その他この契約に定める条件を変更することができる。

この場合は、協定書を交わすものとする。

(契約外の事項)

第13条 この契約書に定めない事項については、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決)

第14条 本契約について紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

2 前項の規定する第三者については、甲、乙、協議のうえ選定するものとする。

(特約事項)

第15条 本契約書に定める条項以外の特約を定める場合の条項は、別紙、談合等の不正行為に関する特約事項に定めるとおりとする。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

単 価 内 訳 書

(常呂川森林ふれあい推進センター)

品 名	予定数量	1日当たり単価	摘 要
大型バス (旅客席数 50 人以上)	1 日	円	
中型バス (旅客席数 30 ~ 50 人未満)	1 日	円	
小型バス (旅客席数 20 ~ 29 人以下)	4 日	円	

※ 1日当たり単価は、8時間程度を1日としたチャーター料金（消費税込み）

運行先及び走行距離

1. 運行先は、オホーツクの森。
2. 上記以外の場合、1日の走行距離は150km以内。